

泉久雄先生

——詫び状——

専修大学名誉教授 木幡文徳

私が、泉久雄先生と初めてお会いし、お教えを受けることとなったのは、昭和42年4月、専修大学法学部3年次の第1コース親族法相続法の講義においてであった。先生は、その年の8月よりいわゆるフンボルト給費生として、西ドイツに留学されるとのことで半期の集中授業として開講されたのであった。当時、先生は、すでに法学博士であり、『相続人・相続財産（総合判例研究叢書民法26）』（有斐閣）という労作を公にし、民法ことに相続法の分野において、確固たる地位を築いておられたのであった。また、わが国の家族法の父ともいべき中川善之助先生の愛弟子であることはひろく学生である我々の間でも周知のことであり、さらには、秀才然としたその御風貌と相まって、学生の間にも崇敬のまなざしをもって迎え入れられていたものと思われるのである。先生の講義は、4か月ほどの短い期間であったが、無駄のない簡潔な語り口のものであったと思い出される。ちなみにその講義の最後の試験は、まだ大らかな時代でもあって、先生が問題を直筆で板書されて実施されたが、「夫婦別産制と離婚財産分与」であったと記憶する。という記憶がいまだに鮮明なのは後に私も家族法研究者の末尾に加わることになり、修士論文には、「配偶者相続権」、そして助手になってからの小論文に「財産分与の考慮基準」というテーマを選び、研究テーマの一つに夫婦財産制に関わる領域に関心を抱いてきたのは、この試験問題がその出発点となっていることを自覚せざるを得ないように思えるからである。

昭和43年11月に先生はご帰国になるが、昭和44年4月に大学院に進学した私は、先生からドイツの家族法教科書の講読をしていただき、折に触れ家族法関連のご教示を受けることとなる。更には昭和47年5月に法学部助手となった私の研究方向へのご心配を戴き、激励の意味で、ドイツの若手の博士論文である夫婦財産制に関する冊子を手渡され、この程度の水準に達するものを業績として挙げるようにと希望

されたことも思い出される。当時の私にとって相当高い要求水準であったと思うが、畏敬の念をもって眺めていた先生からの直接の激励は、大いなる元気づけではあった。

昭和50年4月に私は法学部の専任講師となり、その後24年間は、口幅ったいことではあるが泉先生とは教員・同僚として法学部の特に民法のファカルティとしてその一翼をになうこととなった。ここに敢えて同僚という言葉を使ったが、組織的・形式的にはそうであっても泉先生が「先生」であることには終始変わりがなかったことは言うまでもない現実である。そんなこともあってか専任講師時のあるパーティの席でもあったと記憶するが「木幡君、のびのびと論文を書きなさい」とアドバイスを受けたこともある。ちなみに、当時の専修大学法学部の特に家族法の教授陣は、泉先生の他に私の学部時代のゼミの指導教員の高橋忠次郎先生、大学院の指導教授田辺繁子先生、スウェーデン法の菱木昭八朗先生とそれぞれが個性のある家族法学を展開・活動されていて私などは埋没しかねないことをご心配されたのかもしれない。泉先生は、このような中で、文字通り看板教授として他の教授とともに専修大学法学部家族法研究陣として学界にゆるぎない地歩を築き、守ってこられたのである。その地歩の継続・保持を私共に託されたのは間違いのないことであると思うが私自身がその役割を果たせたかどうかは甚だ心もとないところである。

この他に、先生からは、総合判例研究叢書の夫婦財産制についての担当者として推薦を戴いたが、これは私の能力不足で途中で挫折の憂き目を見、先生が審査委員として博士号の授与が可能ないように博士論文を提出せよという御希望も示され激励も受けたがこれも実現できるどころではなかった。ただ、先生から指示された、「家族〈社会と法〉学会」の理事という学会運営への貢献は何とかやり遂げ、これも先生からの推薦を受けての平成11年来の東京家裁の調停委員は今年9月末でどうやら勤めを果たし終えそうな気配である。また学内での役割としては、主だったところでは、学部長職、定年間際には、図書館長の職という経験を同じくさせて戴いたが、これについても比肩しうるほどの役割を果たせたかどうかは全く自信がない。

この度、泉久雄先生の訃報に接し、先生との関係を振り返ってみると、当時には理解できない程に大事なそして心からの指導と激励を受けていたことに気づかされ、改めて自分のふがいなさを嘆くばかりである。この機に先生に心よりの感謝の念をささげ、先生のご恩に報いること少なかったことをお詫び申し上げる次第である。

(平成29年6月6日記)